

国税徴収法第94条の規定により差押財産を公売することとしたため、同法第95条の規定により公告します。

また、同法第98条の規定により公売財産の見積価額を決定したため、同法第99条の規定により公告します。

令和3年2月9日

京都市長 門川 大作

1 公売（入札）参加申込期間

令和3年2月10日午後1時00分から同年2月24日午後11時00分まで

（ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システムのシステムメンテナンス等の期間を除く。）

2 公売（入札）期間

令和3年3月2日午後1時00分から同年3月9日午後1時00分まで

（ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システムのシステムメンテナンス等の期間を除く。）

3 公売の場所

ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システム上

4 公売の方法

期間入札

5 最高価申込者決定の日時

令和3年3月9日午後2時00分

6 最高価申込者決定の場所

ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システム上

7 売却決定の日時

令和3年3月30日午前10時00分

8 売却決定の場所

京都市行財政局市税事務所納税室収納対策担当（高額徴収担当）

9 買受代金の納付期限

令和3年3月30日午後2時30分

10 買受人の資格その他の要件

国税徴収法第92条並びに第108条第1項各号及び第5項各号の該当者は、買受人

となることはできません。

11 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利内容

公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受け取ることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出てください。

12 公売財産の表示、公売保証金額及び見積価額

別紙のとおり

13 その他事項

(1) 公売財産の入札に参加をしようとする者（以下「入札者等」という。）は、公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続が必要です。

(2) 入札者等（その者が法人である場合は、その役員）は、国税徴収法第99条の2の規定により、暴力団員等に該当しないこと等の陳述書を提出しなければ入札をすることができません。

(3) 公売保証金の納付は、自己名義などのクレジットカード、直接又は銀行窓口振込みによる納付によるものとします。ただし、クレジットカードによる納付は、本市では、「公売参加者がヤフー株式会社に対して、クレジットカードによる公売保証金納付及び返還事務に関する代理権の付与並びにクレジットカードによる請求処理をヤフー株式会社の必要によって第三者へ委託し、公売保証金取り扱い事務に必要な範囲で公売参加申込者の個人情報を当該委託先へ開示することの承諾及びインターネット公売が終了し、公売保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意していること」を条件としたヤフー株式会社を代理とするクレジットカードによる納付に限るものとします。

(4) 見積価額以上の入札者のうち最高価額の者を最高価申込者と決定し、売却決定を行います。

また、見積価額以上で最高の価額の入札者が二人以上ある場合、追加入札は開札の日に開札に引き続いて期日入札の方法により行います。

なお、最高価申込者の決定にあたっては、最高価申込者のYahoo! JAPAN IDを最高価申込者の氏名（名称）とみなします。

(5) 上記7の売却決定の日時までに、国税徴収法第106条の2の規定による調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が変更されま

す。

- (6) 最高価申込者の入札価額に次ぐ入札者に対し、次順位買受申込者制度の適用があります。この制度による場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が異なることがあります。

なお、次順位買受申込者の決定にあたっては、次順位買受申込者のYahoo! JAPAN IDを次順位買受申込者の氏名（名称）とみなします。

- (7) 最高価申込者又は次順位買受申込者（以下「最高価申込者等」という。）若しくは自己の計算において最高価申込者等に入札をさせた者について、国税徴収法第108条第1項各号及び第5項各号に該当することが認められた場合は、その入札がなかったものとし、最高価申込者等とする決定を取り消します。

- (8) 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。公売財産に係る危険負担は、買受代金の全額が納付されたときに買受人に移転しますので、取得後の毀損、焼失等による損害の負担は買受人が負います。

なお、公売財産の引渡しは、買受代金納付時の現況有姿で行います。

- (9) 公売財産の権利移転に伴う登録免許税その他の費用は、買受人の負担となります。
- (10) 本市は、公売財産について瑕疵担保責任を負いません。
- (11) 落札された公売財産は、いかなる理由があっても返品できません。
- (12) 公売財産の詳細を記載した公売広報は、行財政局市税事務所納税室収納対策担当（高額徴収担当）（京都市役所分庁舎1階）に備え付けています。
- (13) ヤフー株式会社が提供するインターネット公売システム等の不具合等により公売を中止することがあります。
- (14) 入札者等が自己に関わる情報等を第三者に知られ、若しくは不正に使用される等により生じた損害について、本市は何ら補償しません。
- (15) その他については、京都市インターネット公売ガイドラインによります。

なお、その内容については、行財政局市税事務所納税室収納対策担当（高額徴収担当）のホームページで閲覧することができます。

公売財産の表示、公売保証金額及び見積価額について

1 売却区分

行財4

2 見積価額

23,850,000円

3 公売保証金

2,390,000円

4 公売財産の表示

(1) 土地

所 在 京都市山科区音羽山等地

地 番 50番18

地 目 宅地

地 積 106.33㎡

(2) 建物

所 在 京都市山科区音羽山等地 50番地18

家屋番号 50番18

種 類 居宅・事務所・車庫

構 造 鉄骨造陸屋根3階建

床面積 1階 84.18㎡

2階 78.62㎡

3階 83.21㎡

以上登記簿による表示

5 公売財産の概要

(1) 公売財産は、JR湖西線・琵琶湖線「山科」駅から道路距離で約1.2km南東方、京阪京津線「四宮」駅から道路距離で約800m南東方に位置しています。

(2) 公売財産(1)は、間口（東側）約6m、奥行約17.7mのほぼ長方形地であり、東側6mが幅員約9mの片側歩道付舗装国道側道に等高に接面し、公売財産(2)の敷地として利用されています。

(3) 公売財産(1)の東側前面道路は、京都府山科警察署への確認によれば、北行き一方通

行の国道側道へのアプローチ部分に当たり、路面上に誘導用ポストコーンが設置されているため、国道本線へ直接進入することはできません。

- (4) 公売財産(2)の建築時期は平成14年5月頃であり、昭和56年6月に施行された新耐震設計法に準拠して建築されています。また、付帯設備として電気・空調・衛生設備を備えますが、長期間使用がなされていないため維持管理の状態は劣り、居住再開においては相応の補修・更新が必要と推定されます。
- (5) 4階屋上は安全柵が設置されています。また、空調設備の室外機が設置されていますが、倒壊した状態にあり、この影響により屋上床面にあるガラス部分（3階の天窓部分）にひび割れが見受けられます。

6 法的規制，利用状況等

- (1) 近隣商業地域，準防火地域，指定建蔽率80%，基準建蔽率90%，指定容積率300%，20m第4種高度地区，日影規制（二），町並み型建造物修景地区，屋外広告物沿道型第4種地域，屋外広告物等に関する条例第11条第1項第6号に規定する鉄道等及びその隣接地域，居住誘導地域
- (2) 文化財保護法の周知の埋蔵文化財包蔵地に該当していません。
- (3) 所有者からの聴取等によれば，平成28年頃から令和3年1月現在まで公売財産(2)は空き家であり，1階には半解体状態の車両1台を含む動産が多数存在します。
- (4) 公売財産(2)の1階ガレージのシャッターについて，開閉の方法及び動作の確認をしていません。

7 その他公売条件

- (1) 境界の確定は，隣接地所有者と行ってください。
- (2) 公売財産内の動産等の処理は，所有者等と協議してください。
- (3) 公売財産(1)及び(2)は国税徴収法第89条第3項の規定に基づき，一括換価の方法により公売します。

※ 問合せ先 京都市行財政局市税事務所納税室収納対策担当（高額徴収担当）

TEL：075-222-4104

（市税事務所納税室）